

西 監 第 44 号
平成 21 年 11 月 25 日

西原町議会議長 城 間 信 三 殿
西原町長 上 間 明 殿
西原町教育委員会委員長 新 垣 洋 子 殿
西原町農業委員会会長 座 波 進 殿

西原町監査委員 諸見里利秀
西原町監査委員 長浜ひろみ

平成 21 年度定期監査報告書の提出について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により、定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により監査結果に関する報告書を提出します。

定期監査報告書

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、財務に関する事務の執行について、次のとおり監査を実施した。

1. 監査期間

平成21年11月9日(月)から11月16日(月)まで

2. 監査の対象

- (1) 補助金の交付に関する事務の執行
- (2) 旅費の支出事務

3. 監査の方法

- (1) 補助金等に係る出納その他の事務手続きが、「西原町補助金の交付に関する規則」に基づいているか、関係書類を審査し、担当課の課長から事務、事業の概要を聴取した。
- (2) 旅費に関して、日当が旅費規定に従っているか確認し、出張の目的等を担当課長から聴取した。

4. 監査の結果

(1) 補助金

西原町内の外部団体への補助事業については西原町補助金の交付に関する規則に基づいて手続きが行われ、交付申請書等の書類が備え付けられている。

一方、一部上部団体等への負担金的性格が強い支出(中部地区連合会補助金など)や国からの委託的性質に近い事業(一般コミュニティ助成事業補助金など)は担当課の判断で、交付金申請がなく請求書で支払いが行われているケースがあった。

補助金として支出されるからには西原町補助金の交付に関する規則に基づき交付申請書等の書類による手続きがされてしかるべきである。

交付申請書等の手続きになじまないのであれば、別途規則を備えたほうがよいと思われる。

(2) 旅費

旅費の支給事務については関係書類を確認した結果、事務処理は適正に執行され、日当等も規定通り支払われていると認められた。

航空券代についても早割やパックなどを利用しており、経費節減の努力が認められた。